

保護者の皆様へ

千曲市 保育課

延長保育料及び就労の支給認定に必要な就労時間等の改定について

日頃より、市立保育園の運営に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

市立保育園では、3歳未満児の保育希望者の増加と全国的な保育士不足に伴い、希望した園への案内が難しくなっております。そのため、ICTシステムコドモンをさらに活用し保育士の業務軽減を図るとともに、より保育の必要量が高い保護者が優先されるように下記のとおり改定を行いました。引き続き、保育の質を高め、安心・安全な保育サービスの提供に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 運用開始・料金変更時期 令和8年4月1日から

2. 変更事項

①延長保育料金(名称が長時間保育から延長保育に変更になりました。)

〔現行〕

(ア)長時間保育の利用申請をしたうえで、常時利用した場合(月～土曜共通)

・保育短時間利用(通常保育時間8時30分～16時30分)

区分	利用時間	料金(月額)	
		3歳以上児	3歳未満児
朝	7:00～8:30	800 円	1,000 円
	7:30～8:30	400 円	500 円
	8:00～8:30	0 円	0 円
夕	16:30～17:00	400 円	500 円
	16:30～17:30	800 円	1,000 円
	16:30～18:00	1,200 円	1,500 円
	16:30～18:30	1,600 円	2,000 円
	16:30～19:00	2,000 円	2,500 円

・保育標準時間利用(通常保育時間7時30分～18時30分)

区分	利用時間	料金(月額)	
		3歳以上児	3歳未満児
朝	7:00～7:30	300 円	500 円
夕	18:30～19:00	300 円	500 円

(イ)長時間保育の利用申請がなく、臨時に利用した場合(月～土曜共通)

利用時間 30 分毎	3歳以上児	3歳未満児
	30 円	40 円

・利用時間 10 分毎 25 円

(8 時～8 時 30 分の延長保育については引き続き無料)

- ・月額契約は廃止します。

※近隣他市と比較すると延長保育料が割安でしたが、保育の質を維持するため、令和8年4月1日から上記の金額となります。また、利用時間単位を小さくすることで、必要な時間だけ柔軟に利用できるようになります。

②特別利用保育

〔現行〕	月額 2,400 円
〔改定後〕	月額 3,000 円

③就労の支給認定に必要な就労時間

〔現行〕	月48時間以上
〔改定後〕	月64時間以上

3. 注意事項

①延長保育料金について

保育ICTシステム(コドモン)による管理となります。

○システム打刻時間による集計のため、少しでも打刻時間が早かったり遅かったりする場合は、延長保育料金が発生します。

(例)保育短時間の場合：朝 7 時 59 分台の打刻までは料金が発生します。
夕方4時 31 分台の打刻から料金が発生します。

○コードモンにて利用月の翌月に請求額を通知し、現行同様に口座振替いたします。

②特別利用保育について

延長保育料金の変更に伴い、現行の月額 2,400 円から月額 3,000 円に変更となります。

令和 8 年度以降も令和 7 年度と同様に、9 時～16 時の保育時間以外は延長保育の利用はできませんが、9 時～16 時以外の打刻となった場合は、今まで通り延長保育料を徴収いたします。

③就労の支給認定に必要な就労時間について

市内園では3歳未満児の保育希望者が増加しており入園が難しい状態のため、令和8年度から保育の必要量が高い家庭がより優先されるよう、就労の支給認定に必要な就労時間について、月64時間以上に変更いたします。ただし、月48位時間以上64時間未満の就労で令和7年度中に入園済みの在園児につきましては、令和9年3月31日までは、月48時間以上の就労で在園継続が可能です。

※下記のような保育必要量の変更を希望の場合や「保育を必要とする理由」に変更が生じた場合は、**教育・保育給付認定の変更申請が必要**となります。

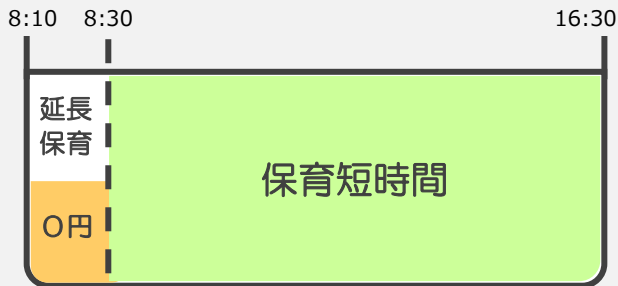
- ① 既に月 120 時間以上就労の就労証明書を提出している方で、保育短時間認定から保育標準時間認定への変更を希望する場合
- ② 就労時間が増減した場合

申請の際は、各園にある教育・保育給付認定変更申請書のほかに、②の場合は変更にもなう書類の添付が必要です。なお、教育・保育給付認定変更申請書により、保育必要量を変更した場合は、保育料は教育・保育給付認定変更申請書を提出した日の属する月の翌月から変更となります。

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市役所 保育課 保育・幼稚園係
Tel. 026-273-1111(内線 1241、1242、1243)

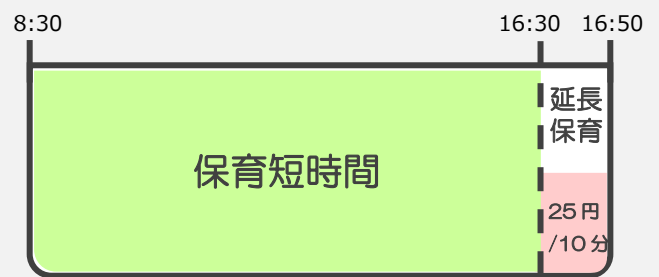
■延長保育料金(保育短時間認定の例)

利用時間 8:10~16:30 15 日間利用



- ・ 8:10~8:30 の延長利用
8:00~8:30 は無料なので
延長保育料は**なし**

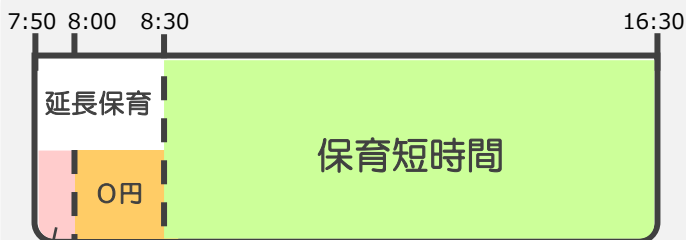
利用時間 8:30~16:50 10 日間利用



- ・ 16:30~16:50 の延長利用
(1 日 20 分の利用)
1 日あたり 25 円/10 分×20 分 = 50 円
10 日間の利用 50 円×10 日 = 500 円
500 円の延長保育料



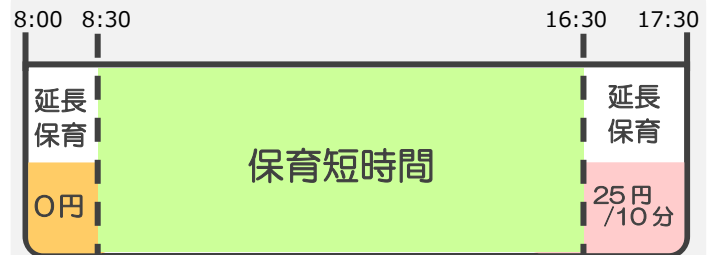
利用時間 7:50~16:30 14 日間利用



- ・ 7:50~8:30 の延長利用
(1 日 10 分の利用(8:00~8:30 は無料))
1 日あたり 25 円/10 分×10 分 = 25 円
14 日間の利用 25 円×14 日 = 350 円
350 円の延長保育料



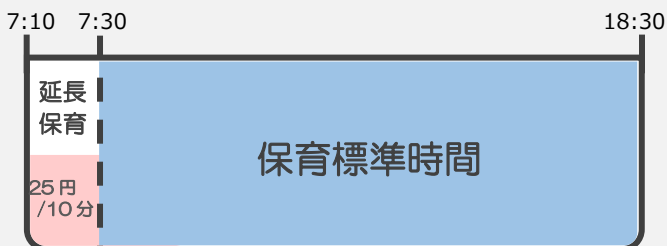
利用時間 8:00~17:30 14 日間利用



- ・ 8:00~8:30、16:30~17:30 の延長利用
(1 日 60 分の利用(8:00~8:30 は無料))
1 日あたり 25 円/10 分×60 分 = 150 円
14 日利用 150 円×14 日 = 2,100 円
2,100 円の延長保育料

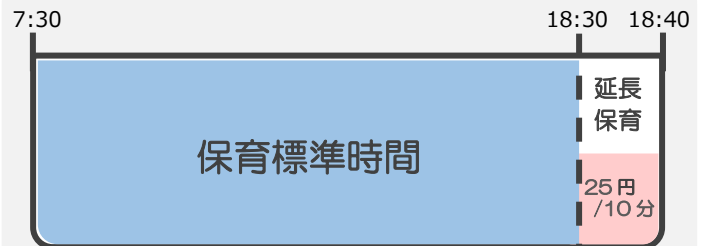
■延長保育料金(保育標準時間認定の例)

利用時間 7:10~18:30 19 日間利用



- ・ 7:10~7:30 の延長利用
(1 日 20 分の利用)
1 日あたり 25 円/10 分×20 分 = 50 円
19 日間の利用 50 円×19 日 = 950 円
950 円の延長保育料

利用時間 7:30~18:40 20 日間利用



- ・ 18:30~18:40 の延長利用
(1 日 10 分の利用)
1 日あたり 25 円/10 分×10 分 = 25 円
20 日間の利用 25 円×20 日 = 500 円
500 円の延長保育料

